

第4章 労災保険のスライド制

1 スライド制の仕組み⁸

(1) スライド制度の目的・効果等

労災保険における給付は、労働災害によって失われた被災労働者の稼得能力のてん補を主たる目的として行われており、そのため労働災害の被災時における被災労働者の状況を補償することとされている。

しかし、労災保険における給付のなかには年金給付のように長期にわたって支給するもの、あるいは長期にわたって支給する可能性のあるものがあり、平均的な労働者の賃金が年々上昇していく場合に被災時の賃金を基礎とした給付額によって補償を続けていくこととなると、補償効果は目減りすることになる。これでは、稼得能力の補償は被災時に限ることとなって、被災労働者の稼得能力を長期にわたって補償することができなくなり、長期にわたる給付、特に年金給付を行う意味が薄れてしまうこととなる。

そのために、保険給付の種類によりその実施方法が異なるが、被災時における給付額に賃金水準の変動に応じたスライド率を乗じた額を基礎として保険給付額が算定されることとなっている。

(2) 現行スライド制度

ア 休業補償給付の場合

休業補償給付及び休業給付の受給者は、事業所との関係が切れることなく、治癒後は職場復帰することが一般的であると考えられる。このため、休業補償給付及び休業給付のスライドは、その者が使用されている事業場の同種労働者の賃金水準の変動率によることが望ましいのであるが、同種労働者の賃金水準の変動状況を的確に把握することは困難であると考えられるため、当該事業場の属する産業全体の賃金水準の変動率によることとされている。

具体的には、休業補償給付及び休業給付のスライドは、被災労働者が使用されている事業場が属する産業の平均給与額（厚生労働省が行っている毎月勤労統計調査における産業別の「毎月きまって支給する給与」の労働者1人当たり平均額）によっている。

このような平均給与額が、傷病の発生した四半期における平均給与額の10%を超えて上下した場合に、その率に応じてスライドが行われることとなっており、四半期ごとにスライド率が官報で告示されている。

スライドにより実際に給付額が改定されるのは、平均給与額が10%を超えて上下し

⁸ 1については、岡山 茂・浜 民夫(1989)『新・労災保険財政の仕組みと理論』、P291～P296を参考とし、筆者が加筆修正した。

た四半期の次の次の四半期からである。

こうして改定された休業補償給付及び休業給付についても、その後さらに改定の基礎となった四半期の平均給与額が10%を超えて変動した場合には、同じ方法によってスライドが行われ、それが繰り返されていくこととなっている。

なお、日雇い労働者については、事業場が特定されないため、スライド率は、別に厚生労働大臣が定めて官報で告示している。

イ 年金給付の場合

年金給付は、その支給期間はもともと長期間であり、基本的には生涯にわたって支給され、受給者も被災当時の職場とは関係がなくなるのが普通である。このため、年金給付額を旧職場の労働者の賃金と連動させておくのは適当ではなく、むしろ不合理を生じやすいと考えられる。

そのため、年金給付のスライドは、全産業の賃金の変動率によることとし、また、年金であることから年1回だけ改定することとされている。

具体的には、年金のスライドは、「毎月勤労統計調査」による全産業の規模5人以上の事業所に雇用される常用労働者の平均給与額を基礎として算定されている。

ただし、毎月勤労統計調査の調査対象事業場の抽出替えが行われたために、毎月勤労統計調査による各月の数値をそのまま用いることが適当でない認められる場合には、一定の方法で補正することとされている（労災法施行規則第9条の5）

スライドによる年金額の改定については、平均給与額の変動率に応じて厚生労働大臣が年金額の年度ごとの改定率を定め、7月31日までに官報で告示している。この告示された率によって8月1日以降支給すべき年金給付額が改定されることとなっている。

ウ 一時金給付の場合

障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払い一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金については、これらの保険給付を支給すべき事由が生じた時には、同じ事由について年金給付が支給されたとした場合にその年金給付の改定に用いるスライド率により改定されることとなっている。

これらの一時金給付のスライドについて、年金給付のスライド率を用いることとされているのは、支給事由の点で、これらの一時金給付は年金給付とで共通する点が多く、同一の事由による給付がたまたま年金であるか一時金であるかによって用いるスライド率が異なることは適当ではないと考えられたためである。

2 スライド制度の改正経緯（1989年度以降）

（1）年金給付に係るスライド制度（1990年度改正）

年金受給者にとっては、一般的に年金給付が生活の原資を得る主要な手段であると考えられ、その実質価値が維持されるように、できるだけきめ細かく一般の賃金水準の動向に併せてその額を改定していくことが適当と考えられる。

従前においては、障害補償年金、遺族補償年金等の年金給付については、賃金水準が6%を超えて変動した場合に、その変動幅に応じて改定されることとなっていたが、日本経済が高度経済成長から低成長へ移行することに伴って賃金水準の変動が縮小し、その改定に2～3年を要する経済情勢となってきたこと、また、厚生年金や国民年金では1990年4月より完全自動物価スライド制に移行しており、これらとの均衡を図る必要があるため、スライド率改定の発動要件（6%）を緩和し、毎年、賃金水準の変動を反映してその額を改定する完全自動賃金スライド制に移行することとされた。

また、一時金についても、従前より年金給付と同様の扱いがされていたことから、同様の改正が行われた。

労災保険の年金給付のスライド制については、他の公的年金の動向が考慮されており、1986年に厚生年金や国民年金のスライドに関する規定が本則化され恒久措置化されていたため、労災保険の年金給付に係るスライド制が完全自動スライド制化されるのに伴い、従前まで附則に規定されていたスライドに関する規定が本則の労災法第8条の3に規定されることとなった。あわせて、給付額をスライドさせる方式から給付基礎日額をスライドさせる方式に改められた。

さらに、スライド率の算定の基礎としては、毎月勤労統計調査を用いることとされているが、同調査では規模30人以上の数値と規模5～29人の数値が別個に集計されていたところ、調査対象・集計方法の変更等により1990年以降は規模5人以上の数値が公表されるようになった。このため、各月の平均賃金額の計算において、従前は規模30人以上の数値と規模5～29人の数値から規模別の労働者数による加重平均値を用いられていたが、1990年以降は規模5人以上の数値を用いてスライド率の算定を行うこととされた。

（2）休業補償給付に係るスライド制度

休業補償給付は、賃金水準が20%を超えて変動した場合に改定されることとなっていたが、日本経済の低成長への移行などで賃金水準の変動幅が縮小し、スライドの改定が行われるのにかなりの長期間を要するようになってきていたこと、及び年金給付等のスライド要件が緩和されることとの均衡等を考慮して、休業補償給付のスライド発動要件を20%から10%に緩和することとされた。あわせて、給付額をスライドさせ

る方式から給付基礎日額をスライドさせる方式に改められた。

また、休業補償給付のスライド率の算定は、事業場の規模により異なり、規模 1000 人以上の事業場では、被災労働者の属している事業場の同種労働者の平均賃金額を、規模 1000 人未満では毎月勤労統計調査の業種毎の平均賃金を基に行われていたが、

- ① 賃金上昇率の推移をみると、規模間業種間の格差が以前と比較してかなり小さくなってきており、規模別・業種別のスライド制を維持する必要性が少なくなってきたこと
- ② 休業スライドの発動要件を 10%に緩和することにより、スライド規定による休業補償給付の改定回数が増える可能性があり、事業主や行政側の事務負担を軽減することが望ましいこと

等から、規模・業種の別を問わず一律のスライド率を用いることとされた。